

橋本市告示第 116 号

橋本市交通・防犯カメラの設置及び管理運用要綱の一部を改正する告示  
を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 15 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市交通・防犯カメラの設置及び管理運用要綱の一部を改正する告示

橋本市交通・防犯カメラの設置及び管理運用要綱(平成26年橋本市告示第50号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(画像情報の記録・保管)</p> <p>第7条 <u>画像情報の保存期間は、原則として7日(重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間)とする。ただし、前条第1項又は次条第1項ただし書の場合であって必要があると認めるときは、画像情報の閲覧又は保存用として管理責任者が指定する電子計算機(以下「指定電子計算機」という。)に、画像情報の漏えい、改ざん及び不正利用防止のためパスワード等を設定の上で保存し、保存期間を延長することができる。</u></p> <p>2 <u>指定電子計算機に保存された画像情報は加工することなく撮影時の状態を保つとともに、前条第1項又は次条第1項ただし書の場合を除き、複写してはならない。</u></p> <p>3 <u>指定電子計算機に保存された画像情報は、保存の必要がなくなったときは、速やかに消去しなければならない。</u></p> <p>4 <u>管理責任者は、画像情報の盗難及び紛失を防止するための措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(画像情報の記録・保管)</p> <p>第7条 <u>画像情報の保管期間は、10日間とする。ただし、管理責任者は、次の各号に掲げる場合は、保管期間を延長することができる。</u></p> <p>(1) <u>法令等に基づく要請を受けた場合</u></p> <p>(2) <u>捜査機関から犯罪捜査の目的による保管期間延長の要請を受けた場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認められた場合</u></p> <p>2 <u>管理責任者は、撮影時の原状どおり画像情報を保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。</u></p> <p>3 <u>画像情報は、これを複製し、又は出力してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>管理責任者は、画像情報を保管する場合、画像情報の盗難、滅失、き損、改ざん、漏えい等が生じないようにパスワード等を設定の上、施錠できる保管環境に保管するなど、画像情報の事故を防止しなければならない。</u></p> <p>5 <u>管理責任者は、画像情報の保管期間経過後は、速やかに当該画像情報の消去若しくは上書き又は記録媒体の破砕等の処</u></p>

理を行い、記録媒体からの当該画像情報の再生ができない状態にしなければならない。

別表(第5条関係)

番号	名称	設置場所	基数	防犯カメラ所管課等
1	市役所前交差点	和歌山県橋本市東家一丁目354番4地先	1	総合政策部地域振興室
略	略	略	略	略

別表(第5条関係)

番号	名称	設置場所	基数	防犯カメラ所管課等
1	市役所前交差点	和歌山県橋本市東家一丁目354番4地先	2	総合政策部地域振興室
略	略	略	略	略

附 則

この告示は、令和8年4月15日から施行する。